

近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会 — 宮崎郡村々の組織と支配 —

The Rule Detached Piece of Land and Community in the Huga Nobeoka Clan in the Early Modern

大賀 郁夫

現在の宮崎市域の大半は、近世期初期には有馬延岡藩飛地であった。しかし有馬氏のあと三浦・牧野・内藤という領主交替に伴い幕領に編入されたり、再度延岡領になるなど支配変遷が著しかった。延享四年の内藤氏入封以降は延岡領となり維新を迎える。

飛地宮崎郡の支配は、下北方村に宮崎役所が置かれ、城下から宮崎代官と勘定人が派遣された。役所では在地から採用された手代・郷組・郷足軽などが実務を取り仕切った。手代や郷組については明らかでない部分が多いが、郡内の普請・溝掘り・祭礼時の警護などに出役するなど、治安維持に当たっていたと思われる。

村方支配では、藩は宮崎郡村々二一カ村を四組に分け、組には大庄屋、村には庄屋・年寄を置いた。幕領期と異なり、私領では大庄屋は不可欠な存在であった。庄屋は村内において入札が行われて選出された。必ずしも世襲ではなく、嫡男以外が選出されることもあった。庄屋の条件として、農業経営のほか人柄や筆算能力などが厳しく問われ、役柄を勤め得る人物かがチェックされた。また親類に大庄屋や他村庄屋など、役儀の後見が期待できる存在がいるかも要因の一つであった。

キーワード 飛地、宮崎役所、代官、勘定人、手代、郷組、大庄屋、庄屋

目次

はじめに

一 宮崎郡村々の支配変遷

(一) 日向国割

(二) 延岡藩領宮崎郡村々の支配変遷

(三) 幕領から延岡藩領へ

二 宮崎役所の支配組織

(一) 宮崎役所

(二) 代官・勘定人

(三) 手代・郷組

三 村方支配のあり方

(一) 大庄屋の再置と庄屋・村役人

(二) 跡庄屋の選定

むすびにかえて

はじめに

近世地域社会の研究は、一九八〇年代以降、地域社会の経済・階層・社会といった内部構造の分析をふまえて、そこから生まれる諸階層の要求が、地域社会の動向をいかに規定したかの解明に重点が置かれてきた。そうしたなかで、地域社会研究は領主支配を相対化する「自治的領域」の発見が注目され、地域社会を主導するいわゆる「中間層」の研究が深化された。

地域運営を管理・統轄する階層として、大庄屋・庄屋などの村役人の研究も盛んであるが、大庄屋と庄屋の間には、職務内容や格式の面で相違と格差があった点にも注意が必要だとして、かれらの手放しの評価については大きな限定を加える必要があるとの指摘もある^①。いずれにしても、より多くの実態論的検討や、地域の社会構造の具体的事例の研究が求められている。

そこで小稿では、日向国延岡藩の飛地である宮崎郡村々を対象に、その支配変遷と支配組織、それに支配のあり方について具体的に明らかにすることを課題とする。延岡藩領宮崎郡は、延岡藩主の交替にともない藩領・幕領を繰り返して、延享四年以降は延岡藩領として維新を迎える。宮崎郡に関する地方史料は乏しく、宮崎役所の組織や村役人選定など、今まで十分に明らかにされてきたとは言い難い状況にある。小稿では、乏しい史料をもとに、近世期の宮崎郡支配のあり方について明らかにしていきたい。

③。このうち宮崎郡村々は、南方(八拾町)・北方(七拾町)・池内(百町)・菰(瓜)生野(六拾町)・新別府(参拾町)・衛(江)田(参住町)・上ノ別府(五拾町)・下ノ別府(式拾町)・村角(五拾町)・明(名)手(拾町)・太田(八拾町)・生目(参拾町)・大塚(参拾町)・長峯(拾六町)・細江(参拾町)・柏原(拾五町式段)・浮田(参拾町)・小松(参拾町)・跡江(参拾町)・庵屋船引(参拾町)・大嶋(四拾町)・源藤(六拾町)であった^④。飛地宮崎郡は、臼杵郡延岡城下から高鍋・佐土原両藩領を越えて、陸路で「式拾里^⑤」の距離があり、往来には二日半ないし三日かかる遠方に位置していた^⑥。

(一) 延岡藩領宮崎郡村々の支配変遷

秀吉により宮崎郡の大部分を与えられた高橋元種であったが、慶長十八年十一月五日付で改易され、奥州棚倉へ配流となった。高橋領には翌慶長十九年七月十三日、肥前国日野江から有馬直純が一萬三〇〇〇石を加増され五萬三〇〇〇石で入封し、宮崎郡村々は延岡藩有馬氏領となった。寛永十八(一六四一)年四月、直純が死去した後、同年嫡子康純が家督を相続したが、その際次男純政(元純)へ飛地のうち諸真郡本庄・森永・竹田・塚原四カ村三〇〇〇石が分知された。純政は正保元(一六四四)年に病氣遁世したため分知領は幕府へ上知され、貞享五(一六八八)年まで延岡藩へ預けられたのち幕領となった^⑦。

有馬氏治世期に特筆すべき事は、領内で新地開発が盛んに実施されたことである。万治内検では、本高五萬三〇〇〇石に対して一・四倍強の七万六七〇六石余の大幅な増高が得られた。その内

一 宮崎郡村々の支配変遷

(一) 日向国割

天正十五(一五八七)年五月、島津義久が豊臣秀吉に降伏し、秀吉による九州平定が終わると、豊臣政権は日向国の国割に着手した。翌天正十六年八月四日および五日付で、秀吉は島津義弘・同豊久・秋月種長・高橋元種・伊東祐兵らに知行目録を与えた。豊前国香春岳の高橋元種には臼杵郡と児湯・宮崎・諸県郡の一部計一七八七町^⑧、二種類の兄で筑前国の秋月種長には新納院と諸県郡、それに那珂郡福島^⑨の計八八八町九反、島津豊久には都於郡・佐土原九七九町^⑩、島津義弘は諸県郡内に一四〇四町^⑪が宛行われた。伊東祐兵はかつての旧領飫肥・曾井・清武など宮崎・那珂両郡に計一七三六町^⑫を拝領したが、当初祐兵には臼杵郡五一五町余と宮崎郡清武・諸県郡本庄一四七九町余、それに諸県郡八代に三〇町の計二〇二四町が与えられるはずであった。ところが祐兵が飫肥を居城とすることを強く望んだため、高橋元種がそれを拝領したという^⑬。なおこのときの国割は、中世の同国「五郡分帳」や「建久凶田帳」などを参考に実施され、以後近世期を通じて藩領の原型となった。

ここで高橋元種の所領構成をみてみよう。元種に宛行われた所領のうち、城附地臼杵郡は四九五町八段で全体の二六・九％に過ぎず、児湯郡二五五町(二三・九％)、諸県郡一六九町(九・二％)、宮崎郡は九二町二段(五〇・〇％)とほぼ半数を占める。飛地が所領全体の実に七割以上を占めるという特異な構成となっていた。

訳をみると、城附臼杵郡一萬八九四六石余↓二万八五〇九石余(一五〇・四七％)、同郡高千穂郷六二二三石余↓六五五九石余(一〇七・一三％)に対して、児湯郡五〇一〇石余↓七〇七四石余(一四一・二二％)、諸県郡二九八五石余↓五一三三石余(一七二・一％)となっている(第1表参照)。

有馬氏の治世は三代約八〇年に亘るが、元禄三(一六九〇)年に臼杵郡山陰・坪屋村が、隣藩高鍋藩領へ逃散する事件が起り、有馬氏はその責めを負い、同五年二月に越後国糸魚川に転封となった^⑭。

元禄五年六月、有馬氏に代わり譜代大名三浦氏が三〇〇〇石加増を得て二万三〇〇〇石で延岡へ入封した^⑮。旧有馬氏領のうち三浦氏領となしたのは、城附臼杵郡・高千穂郷のみ

第1表 有馬氏治世期の延岡藩領

	寛永 11 (1634) 年	万治 4 (1661) 年	村数	増加高指数	平均村高
臼杵郡	石 18,946.24200	石 28,509.15400	村 52	150.47	石 548.25
高千穂	6,123.33500	6,559.91600	18	107.13	364.44
計 ①	25,069.57700	35,069.07000	70	139.89	500.997
児湯郡	5,010.19200	7,074.87000	9	141.21	786.10
諸県郡	2,982.21700	5,132.91000	5	172.12	1,026.58
宮崎郡	19,938.01400	29,429.92000	27	147.61	1,090.00
計 ②	27,930.42300	41,637.70000	41	147.61	1,015.55
合計	53,000.00000	76,706.77000	111	144.73	691.05

(註) 寛永十一年八月四日「五万三千石村落ノ事」(「国乗遺聞」巻之四封国第九『宮崎県史 史料編近世1』P364~367)、万治四年二月廿二日「延岡藩村高・内検高覚」(中城家文書『宮崎県史 史料編近世1』P235~245)より。増加高指数=万治四年高÷寛永十一年高×100、平均村高=万治四年高÷村数。

で、細嶋港を始め、日知屋・富高・財光寺・潮見・平岩・下三ヶ・坪屋一町七カ村と、飛地であった児湯郡・諸県郡・宮崎郡はすべて幕領に編入された。三浦氏の入封は、延岡藩が譜代藩となったとともに、日向国幕領形成に重大な意味を持った。富高には日田代官所の出張陣屋が置かれ、日向国幕領の中心となった。

三浦氏は治世約二〇年で三河国刈谷へ移り、かわって正徳二(一七一一)年七月十二日付で牧野成史が同国吉田から表高八万石で入封した^①。牧野氏領は、城附臼杵郡六〇カ村二万四六七四石余に加え、三浦氏時代には幕領であった宮崎郡二一カ村二万七四五石余と児湯郡九カ村七五四八石余に加え、豊後国大分郡三五カ村一万三八石余・国東郡三三カ村七六二一石余および速見郡一六カ村二九七一石余の計八万石であった^②。幕領となっていた旧有馬氏領のうち宮崎郡だけが牧野氏領となり、那珂・諸県両郡は幕領のままであった。

牧野氏治世は延享四年八月まで三五年に亘るが、寛保二年六月には藩主牧野貞通が京都所司代に昇任したことにともない、日向国内の牧野氏領の一部が畿内周辺の幕領と交換された。すなわち河内国茨田郡九カ村五〇七二石余、丹波国桑田郡一二カ村一四九四石余・船井郡一九カ村四三三三石余・天

田郡三カ村七〇七石余・何鹿郡三カ村一九六一石余、近江国蒲生郡一カ村一三六石余・野洲郡五カ村九六六石余・栗太郡三カ村四七一石余・甲賀郡一四カ村五七九六石余、および美濃国不破郡九カ村九〇四一石余の計三万石である。これにより、牧野氏領児湯郡九カ村七五四八石余と、宮崎郡村々のうち太田・源藤両村と大塚村の一部四六一九石余を除く一九カ村二万二四五一石余の計三万石が、豊後国三郡村々とともに再度幕領となった^③(第2表)。

延享四年三月に陸奥国警城平から日向国延岡への国替を拝命した内藤氏は、八月十日、日田代官岡田庄太夫から郷村帳ほかの引き継ぎ帳面類を受け取った^④。内藤氏の表高七万石は、臼杵郡六〇カ村と豊後三郡八三カ村の計五万石と、残りの二万石は宮崎郡太田・源藤・大塚村一部四六九三石余、および宮崎郡幕領(旧牧野氏領)から計二一カ村が編入された。その際に、表高調整のために細江村は村高九三三三石余のうち九三石余が内藤氏領となり、残り八三九石余は幕領のままという形で分村された。また、宮崎郡船引村も幕領のままであった^⑤。以後、宮崎郡村々二一カ村は内藤延岡藩領として維新を迎える。

(三) 幕領から延岡領へ

宮崎郡の旧幕領から内藤氏領となった村々は、上

第2表 牧野～内藤氏所領変遷

国	領主 年	牧野氏領				内藤氏領	
		正徳2年～寛保2年		寛保2年～延享4年		延享4年～	
		村数	村高	村数	村高	村数	村高
日向国	臼杵郡	60	24,674.48800	60	24,674.48800	60	35,131.53011
	宮崎郡	22	27,145.41252	3	4,693.55152	21	24,693.55152
	児湯郡	9	7,548.13900	0	0	0	0
	計	91	59,368.03952	63	29,368.03952	81	59,825.08163
豊後国	大分郡	35	10,038.60500	35	10,038.60500	35	10,054.52200
	国東郡	33	7,621.78700	33	7,621.78700	33	7,644.89500
	速見郡	16	2,971.56848	16	2,971.56848	16	2,975.32548
計	83	20,631.96048	83	20,631.96048	83	20,674.74248	
河内国	茨田郡			9	5,071.11100		
丹波国	桑田郡			12	1,494.13050		
	船井郡			19	4,353.40520		
	天田郡			3	707.32130		
	何鹿郡			3	1,961.79580		
計				8,516.65280			
近江国	蒲生郡			1	136.10500		
	野洲郡			5	966.23139		
	栗太郡 甲賀郡			3 14	471.46300 5,796.86300		
計				7,370.66239			
美濃国	不破郡			9	9,041.57381		
合計		174	80,000.00000		80,000.00000	164	80,499.82411

(註) 牧野(正徳2～寛保2)は享保二年八月十一日「徳川吉宗朱印状并領地目録写」(笠間稲荷神社所蔵牧野家文書『宮崎県史 史料編近世1』p863～865)、牧野(寛保2～延享4)は延享三年十月十三日「徳川家重判物并領地目録写」(同『同』p865～869)、内藤(延享4～)は寛延四年三月十一日「延岡藩領地目録写」(明治大学博物館所蔵内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』p64～67)但し、新田改出高を含む。

第3表 延岡藩領宮崎郡村々高変遷

組	村	天正16年	寛永11年	万治4年	延享4年	明治2年
大嶋組	町	70.0	1,307.156	1,310.000	1,273.52160	1,505.66366
	下北方村		688.487	700.791	678.72280	691.33452
	上北方村	10.0	218.906	320.000	340.71930	340.71930
	名田内村	100.0	1,710.725	2,132.136	1,818.10100	1,921.96646
	池内島町				1,016.77400	1,060.09999
	ヶ方村	80.0	924.887	924.887	592.01910	593.67576
	南角村	50.0	748.860	790.000	580.26920	619.95453
跡江組	大嶋村	40.0	478.112	670.000	582.66950	603.65067
	上別府村	50.0	736.646	1,191.500	1,205.57910	1,328.02661
	計	400.0	6,813.779	8,039.314	8,088.3756	8,665.09150
	跡江組					
太田組	江村	30.0	705.977	1,210.000	1,209.99880	1,279.50647
	田村	30.0	821.950	1,260.038	1,260.03900	1,261.98700
	浮村	16.0	254.230	456.470	456.47100	458.02243
	長原村	15.2	327.276	540.000	539.99890	543.85023
	柏吉村	35.0	785.791	1,326.810	1,326.81220	1,369.18098
	富江村	30.0	671.923	892.785	90.37939	93.99109
	細松村	30.0	436.530	750.980	750.97950	786.47224
小生村	30.0	481.570	840.000	845.35405	852.07256	
計	216.2	4,485.247	7,277.083	6,480.03284	6,645.0830	
瓜生野組	太田村	80.0	1,675.749	2,786.080	3,098.38393	3,147.38025
	城藤村	60.0	205.581	330.000	330.01060	330.60194
	源塚村	30.0	890.368	1,680.000	1,688.86807	1,723.93873
	大計	170.0	2,771.698	4,796.080	5,117.26260	5,201.92092
瓜生野組	瓜生野村	60.0	2,034.019	4,109.570	4,118.78000	4,183.78630
大瀬町村						
合計		846.2	16,104.743	24,222.047	23,804.45104	24,695.88172

(註) 天正十六年八月四日「日向国知行方目録写」(大東急記念文庫所蔵)、「国乗遺聞(抄)」(国立国会図書館所蔵)、万治四年「延岡藩村高内検高覚」(中城順一家文書)、延享四年「日向国臼杵郡宮崎郡豊後国大分郡国東郡速見郡之内郷村高帳」(明治大学博物館所蔵内藤家文書)、明治二年「竈数石高人別調帳」(同)、いずれも『宮崎県史 史料編近世1』所収。

納物の種類や夫役賦課方法など牧野氏領とは異なるところがあるため、日田代官手代の大井忠吉らから延岡藩郡奉行らへ「演説書」すなわち宮崎郡の「先例」の申し送り書が提示された。そこに示された内容から、幕領から引き継がれた宮崎郡村々の「先例」をみてみよう。

第4表は、申し送りの内容をまとめたものである。ここで示された二八項目は、そのほとんどが年貢・諸役への賦課・取立てに関する項目である。牧野氏領からそのまま引き継がれたものも多いが、幕領時代と異なることは、江戸大坂廻米運賃・小廻賃米、千石夫・橋料米、宮崎郡御林守の処遇、井堰・川除などの修復、諸上納銀・石代銀、それに大庄屋の存在である。以下、それぞれみていこう。

江戸大坂廻米運賃・小廻賃米

宮崎郡村々で生産された米は、その六割が江戸・大坂へ廻米された。廻米の俵入れは、他の代官所並の一俵 \parallel 五斗入であったが、それに一升五合宛の込米が賦課され、さらに米一石につき三升宛の欠米が添えられた。津出は、大嶋組上別府村、跡江組大塚村、それに瓜生野組柏田町・大瀬町両所に置かれた郷蔵へ、組々からの廻米用の米が収納された。そこから下別府湊川口まで村役で年貢米の川下しを行い、そこで小廻船に積み替えて、臼杵郡細嶋港まで廻漕した。下別府から細嶋まで海上一八里、小廻船賃は米一石につき米四升宛を要し、年貢米内とされた。小廻船は、幕領の上野町・上別府村、延岡領の中村町・福嶋町の船頭らが請負い積廻し

た。江戸・大坂廻米運賃銀および小廻賃米は幕府から支給され、江戸・大坂納入費は百姓が負担した。これに対して牧野氏領の時は、各河岸ごとに運賃費を請取り、藩の費用で延岡または大坂へ廻漕した。

千石夫・橋料米

牧野氏時代は、高一〇〇〇石に二人宛を「千石夫」と名付けて差し出させ、延岡への詰夫を命じていた。しかし、幕領になると高掛三役といわれた「浅草蔵前入用」「六尺給米」「伝馬宿入用」を賦課したため、「千石夫」は免除となった。また、牧野氏時代は百姓竈一軒より米一升宛を「橋料米」と名付けて取り立て、往還・渡船修復入用や渡守給などに充てていたが、幕領となってからはこれらは村役とされ、「橋料米」は免除された。

宮崎郡御林守の処遇

宮崎郡には御林(藩有林)が瓜生野村・細江村に設定されていた。その御林守として、牧野氏時代には瓜生野村の源兵衛・龍右衛門、大瀬町村六三郎・茂右衛門・孫市、細江村彦右衛門・五右衛門・蔵兵衛、それに船引村惣左衛門の九人が任じられていた。彼らは持高のうち八五石分の村役を免除され、郷足軽身分で一人につき上畑一反歩宛給地を下されてきた。これが幕領時代には、八五石分の村役免除は認められたが、幕領の慣例として彼等の帯刀は禁止され、給地も取りあげた上で山守を勤めた。この度船引村と細江村が幕領として残ったため、船引村の惣左衛門と細江村の

第4表 幕領代官手代からの送り

	幕領 (元禄5～正徳2)	牧野氏領 (正徳2～寛保2)	幕領 (寛保2～延享4)
宮崎郡村々取箇	—	—	寛保3・4年検見、延享2～五年間定免
田畑取立	—	残らず米にて取立	残らず米にて取立
口米・又口米	—	物成米1石につき3升宛、本口米へも懸て取立	口米は同じ、又口米は無し
口銀・又口銀	—	銀100目につき3匁宛、本口銀へも懸て取立	口銀は同じ、又口銀は無し
物成米・石代直段	—	皆銀納。石代直段は米1石につき5匁増、赤米同2匁5分増、口米1石につき10匁増、赤米口米同5匁増銀納	
年貢米・銀取立	—	廻米は河岸蔵納、銀方は宮崎陣屋へ取立。銀方取立は10・11・12月の三度で本途分皆済、口米代・小物成・諸掛物等の銀納翌2月皆済	
廻米・銀納	田畑真米のうち六分廻米、四分銀納	—	寛保3・4年真米六分大坂廻米のところ村々銀納願出、延享2年より銀納
廻米俵入	—	—	1俵=5斗入、ほかに込米1升5合宛計5斗1升5合、1石に付3升欠米添え廻米
津出	—	—	各郷蔵へ米取立置、下別府湊河口口まで村役で川下、小廻船に積み替え臼杵郡細嶋港まで廻漕、海上18里、船賃米1石に4升宛、幕領上野町・上別府村、延岡領中村・福嶋町船頭請負
郷蔵	—	—	大嶋組は上別府村、跡江組は大塚村、瓜生野組は柏田・大瀬町にあり。敷地は村高除外
廻米運賃	—	河岸々で請取、領主入用にて延岡・大坂へ廻漕	幕府より下され、江戸・大坂納入は百姓負担
納薪	村役として納入	前格にて納入	前格にて納入し、入札にて払い代銀取立。宮崎郡瓜生野村・細江村御林にて下枝・枯木取り納入のところ、瓜生野村御林は野火にて過半焼失、細江村御林は過半幕領に残り、百姓納薪御免願出、願書引渡す
麦焼耐札・清酒場運上	取立て無し	取立	運上御免伺のところ御免無く取立
百姓夫役	—	宮崎陣屋水夫3人、宮崎・児湯郡村々より差出	宮崎陣屋水夫3人、宮崎・児湯郡村々より差出。下北方村高内600石は児湯・宮崎郡より役高除置、陣屋掃除配布持出人足は同村より勤、児湯郡と宮崎郡中幕領村は役高除
千石夫	—	高1000石に2人宛を延岡詰夫として差出させる	高掛三役(浅草蔵前入用・六尺給・伝馬宿入用) 賦課のため免除
橋料米	—	百姓竈1軒米1升宛取立、往還・渡船修復入用・渡守給	村役とし、橋料米は免除
藁縄蒔	—	—	品納無し、取米に割合乗じて代銀納
市場・宿場	—	—	例年12月24日宮崎郡花ヶ島町、25日柏田町で立市。往還宿場は花ヶ島町・江平町・上別府村を利用(参勤も)。
寺社除地	元禄年中から23石余	同高内引。上野町小戸神社引地高1石1斗余高内引	同除地。上野町小戸神社地引高は年貢賦課
宮崎郡御林守	—	瓜生野村源兵衛・龍右衛門、大瀬町村六三郎・茂右衛門・孫市、細江村彦右衛門・五右衛門・蔵兵衛、船引村惣右衛門、持高うち85石分村役免除、郷足軽、1人上畑1反給	85石分村役免除、帯刀禁止、給地取上。幕領で残る船引・細江村はそのまま、その他は勝手次第

	幕領 (元禄5～正徳2)	牧野氏領 (正徳2～寛保2)	幕領 (寛保2～延享4)
井堰・川除・板土橋・渡船の修復	—	材木は御林より。大工・木挽き・鉄工等も領主より下され、人夫は郡役	普請時は普請計画により人足員数見積もり、村高100石に50人は村役で1日1人扶持米7合5尺宛、残りは1日賃米1升7合宛を相場による代銀で給す(この間普請は無し)
入用竹木	—	—	小木・葉竹・粗木等は百姓役、大木類は吟味の上御林より下す
郷藏普請・百姓家作	—	—	村方より願出は御林敷より竹木伐渡、ほか幕領並に竹木定直段で代銀取立
宮崎陣屋	—	陣屋敷地買添え、役人小屋等建立。陣屋は藩が建て、修復も藩が行う	建て増し分不要のため引き払い。陣屋修復は郡中役
諸上納銀・石代銀	—	納銀1貫目につき17匁宛を村々より納入。うち正銀1貫目につき3匁5分宛掛屋渡、残りは入用銀に充当	ほか幕領並に納銀1貫目につき常是入用銀2匁、豊後日田陣屋より長崎銀座へ取銀回送の宰領庄屋・足輕の雑用費として1匁8～9分、掛改賃2匁計5匁8～9分、ほかに宮崎役所から日田陣屋までの銀送り駄賃・雑用費は日向国内五郡幕領に割合、郡役として付送る
往来手形	—	百姓・町人、山稼・商売・廻船、出家・山伏、他所出の際は吟味の上期日を限り手形を交付	—
宗門改	—	—	長崎奉行所より毎年絵板借用し、村々百姓男女1人別に宗門帳名前引合、絵踏みさせる。寺院住持・真宗は後住に委任、官有山伏は踏絵を除、その他は全員
大庄屋	—	大嶋組大庄屋川越友右衛門、跡江組同権理兵衛、瓜生野組同後藤六郎右衛門	大庄屋不要にて取放す

(註) 延享四年八月「演説覚書(抄)」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』p160～166)より作成。但し、表中の「—」は記載がないことを示す。

掛改賃として二匁を計上したもので、このほか宮崎役所から日田陣屋までの銀付送り駄賃や雑用費は、日向国内五郡の幕領に割合、郡役として付送っていた。

大庄屋
大庄屋は牧野氏時代は組々に置いていたが、幕領となってからは大庄屋不要として免じられていた。牧野氏時代の大庄屋は、大嶋組川越友右衛門、跡江組権理兵衛、瓜生野組後藤六郎右衛門であった。なお後述するように、内藤氏は入封直後に大庄屋を復活させ、川越ら三人を大庄屋として取り立てている。

このように、寛保二年に上知され幕領となった延岡領宮崎郡村々は、藩領とは支配方式の異なる幕領代官支配を経て、その五年後の延享四年八月、再び内藤氏領となるのである。

二 宮崎役所の支配組織

(一) 宮崎役所

延享四年三月十九日、日向国延岡への



彦右衛門・五右衛門・蔵兵衛はそのまま山守とするが、内藤氏領となる瓜生野村・大瀬町村の山守らは勝手次第としている。

井堰・川除などの修復

井堰・川除・板土橋・渡船など、牧野氏時代にはその修復時の板材木は藩御林から伐出され、また大工や木挽・鉄工なども領主から給され、人夫は郡役とされてきた。幕領時代は普請の際には普請計画により人足員数を見積もり、村高一〇〇石につき五〇人は村役とし、一日一人米七合五匁宛の扶持米を給した。残りは一日米一升七合宛の賃米とし、時の相場により代銀で給された。なお、寛保二年に幕領となって以後はこうした普請はない。入用竹木などのうち、小木や葉竹類は百姓役、大木類は吟味した上で御林から伐出された。郷藏普請や百姓家作で入用の時は、村方から願出れば御林敷から竹木を伐渡したが、近辺幕領並の竹木直段を定め、代銀を取りたてた。

諸上納銀・石代銀

宮崎郡の諸上納銀・石代銀は、牧野氏時代は納銀一貫目につき銀一七匁宛を村々から納入させた。このうち正銀一貫目につき三匁五匁宛を掛屋へ渡し、残りは銀銭で付け送り入用銀にしていた。幕領となってからは、外の幕領並に納銀一貫目につき年々五匁八〇九分程宛が掛けられた。これは、納銀一貫目につき常是入用銀二匁と、豊後国日田陣屋から長崎銀座へ取銀を回送する宰領の庄屋・足輕の雑用費として一匁八〇九分、さらに

日付で、宮崎代官として猪狩庄右衛門・津山四郎右衛門が任命され、家族ともども赴任した。³⁰⁾ 代官役料は、豊後千歳・高千穂代官と同じ粗二〇俵(一俵〓三斗七合入)であった。³¹⁾ 猪狩・津山両代官は、寛延三年に宮崎郡で起こった騒動のために翌四年正月に家族一同延岡へ召還され、代わって勝嶋嘉左衛門・佐々木長次右衛門が赴任した。³²⁾ 騒動直後の宝暦元年には、郡中取り締まりのため番頭大島半兵衛と者頭格赤井喜兵衛の二人が宮崎重役として赴任したが、同四年正月に廃止され、以後は代官二人による支配となった。³³⁾

宮崎勘定人は、同日付で小川角右衛門と猪狩幸助が任じられた。幸助は代官猪狩庄右衛門の子であり、役料は角右衛門は五兩二人扶持、幸助は金二両であった。³⁴⁾

代官は世襲ではなかったが、勤務期間が長いことが特徴である。例えば、吉田喜右衛門は文化元年から天保六年まで一九年間、菅波平右衛門は天保九年から万延元年に隠居するまで二三年間、代官を勤めている。勘定人は小川・菅波両氏がほぼ世襲し、十代から勘定人見習として役所勤めを始め、やがて本勤となった。小川清太郎の場合、天保九年十二月に一九歳で見習から本役勤となり、安政七年に病死するまで二二年間勘定人を勤めた。勘定人から代官へ昇格する場合もあり、前出の菅波平右衛門は文政三年から勘定人を一八年間勤め、天保九年に代官に昇格した。天保三年には勘定人を四〇年間も勤めた小川兵太(清太郎の祖父)が宮崎代官に、また万延元年には勘定人中野栄助が城附の内郷代官に昇格している。³⁵⁾

このように宮崎代官と勘定人は、見習い期間を含めるとかなり

日高藤蔵の一〇人の名がみえる。³⁷⁾

今後彼らの具体像を明らかにしていかなばならないが、ここで役職を考える上での一例を示そう。以下の史料は、安政三年四月に起きた、盗人撲殺事件を記した庄屋日記である。³⁸⁾

一 四月廿六日晚ニ中村町福嶋幸兵衛宅ニ盗人しのひ入候、直ニにけ候ニ付、跡より幸兵衛追掛候処段々被切候処、盗人にけ候ニ付、明日廿七日朝町中若者共打寄ニ而手配尋方致候処、御料船引村ニ寄候趣ニ付皆罷出申候処、とらま江引き帰り申候、中村川原ニ引出たゝきころし候ニ付、其談早速部当直ニ御役所江被申上候趣ニ付、直ニ郷組頼傳蔵殿相見江、番人二三人御付被申候趣、同廿八日朝 御勘定人中野栄助様中村町部当所江御出役被成候、同廿九日朝御出立御引取被成候、跡ニ者郷組頼傳蔵殿老人ハ取しまりニ寄被申候

五月朔日延岡表より御検使中野正右衛門様上下三人、中村町部当所江御出役、當御役より御代官菅波平右衛門様御出役、太田飯屋元ニ御入相成候、郷組老岐源五殿・頼傳蔵殿上下五人、同二日より御吟味被遊候処、同五日迄御吟味有之候処、段々御取しらへ被成候、同十日中村町四五十人程よひ出シニ而口書申渡シ被成候処、相済次第ニ御出役様方御引取相成候、御検使様御老人ニたはこ三斤宛差出、其筈ニ前々より相宥有之候趣ニ御座候処、其節人足ハ太田村より頼ニ付差出申候

御検使中野正右衛門様、同十一日御役所御出立ニ而高鍋御泊リニ而相帰り被成候、其節茂人足ハ佐土原迄見送り申候、太田人足ニ而十人差出シ

長期に亘って在地支配に携わったことから、宮崎郡村々とも深い関係で結ばれていた。例えば、前述した代官吉田喜右衛門の退職に際しては、郡内の大庄屋格の者まで吉田の居宅へ半切紙二束ずつを持参し、吸物五品・肴七品・酒が振る舞われた。吉田は郡内の困窮者たちに配分するようにと錢五貫文を託し、困窮者一人につき二〇〇文が与えられた。出立日には庄屋たちが花ヶ島町まで見送っている。また安政七年四月に勘定人小川清太郎が病死したときは、郡内の村庄屋・町部当たちが葬式・埋葬を取り仕切った。弔いは寺社人や山伏・郷士格・年寄・郷足軽が勤め、郷士は五〇〇文宛、年寄・郷足軽は二〇〇文宛の香奠を出している。七月の盆も庄屋・部当たちによってなされた。³⁶⁾

(二) 手代・郷組

宮崎役所には、代官・勘定人の下で雑務に当たる、郡内から採用された手代・郷組がいた。この手代・郷組がいつ頃から置かれていたのか、それがどのような役割を果たしていたかについては、未だ明らかにされていない部分が多い。時代はかなり下るが、幕末期の庄屋日記からは、手代・郷組・郷組雇などの役職が確認される。手代は富永・老岐・松浦などの五家、郷組も頼・島原・川越・富永・老岐・奥野・清水・谷口・日高など一〇家ほどで世襲されていたようである。安政期の手代として、富永伊勢太・老岐茂治・松浦繁太・富永新太郎・松浦惣右衛門の五人と同見習の富永繁弥、郷組として頼傳蔵・島原津右衛門・川越菊太郎・富永寛治・老岐源五・富永源蔵・奥野岫太郎・清水八郎兵衛・谷口初次郎・

この記事は、四月二十六日に盗人に入られた中村町年寄の福嶋幸兵衛ほか若者たちが、翌日捕えた盗人を中村川原に引き出して「たゝきころし」た事件の顛末である。事件をきいた町部当は、直ちに宮崎役所へ通報し、役所からは郷組の頼傳蔵が駆けつけた。二十八日には勘定人の中村栄助が出役したが翌日引きとり、傳蔵が取り締まりのため在番している。

五月一日には、延岡城下から検使として中村正右衛門ら三人が出役してきた。宮崎役所からは代官菅波平右衛門が出役し、翌二日から五日まで郷組の老岐源五と頼傳蔵ら五人が調査に当たった。十日には事件に加担した中村町の者四〓五十人が呼び出され、口書を申し渡されて調査を終了し、翌日に検使中村は延岡へ引き上げた。

同年十月十三日、勘定人の小川清太郎が中村部当所へ出役し、幸兵衛当人が押込八日ほか、中村町部当岩切文兵衛が同五日、年寄村川甚三郎同三日、若者ら同一五日などの処分を下している。

このように、手代や郷組は郡内村々の治安・警察に関する雑務に従事したほか、郡内の寺・神社普請、郷蔵・板橋普請、溜池開削普請、勸進踊り・相撲等の警護役などを勤めた。

三 村方支配のあり方

(一) 大庄屋の再置と庄屋・村役人

延享四年八月に、牧野氏および幕領から受け継いだ宮崎郡村々を支配する上で、佐伯らの当面の課題は幕領時代に廃止された大

せ、残り四人は納所御用や諸普請時の出役、代官郷出時の供人、さらに飛脚などを勤めた。⁴⁷⁾

郷足軽人員の大幅削減は、直ちに役所運営に支障をきたしたようで、翌年七月、宮崎代官三人から郡方へ次のような上申書が提出された。

口上

宮崎御役所附郷足軽

太右衛門 平蔵
新左衛門 林七
附札 忝人ニ付米三俵ツ、
被下、但、警城俵 源次郎 金平

右之者共、去十月廿五日より被召抱候ニ付、御宛行地方三石忝人扶持宛被下、右六人之者勤方之義ハ、宮崎御役所江忝人ツ、昼夜詰切、非番より御物成米船積之節兩人茂私共召連罷出、其外他所飛脚、又者郷中所々普請宰領并御物成銀穀御納所事催促ニも附置候故、非番取候義も罷不成候程之義ニ御座候、右之下給分地方三石之取米代替候得ハ、此方直段ニ而者漸金忝兩程之高ニ罷成候、ケ様ニ少給のもの御用繁相勤候ハ、外ニ田畑手作仕暮方之足ニ仕候義も罷不成、御宛行計ニ而ハ取続相勤申候、尤牧野様御代ニハ郷足軽拾人ニ而相勤候場所、六人ニ而困窮仕相勤候間、忝人扶持宛御増被下候様共、又者人数拾人御増被成候共、御了簡被下候様仕度奉存候、右申上候通諸御用向出精仕相勤候間、御時節之義ニ御座候得共、御憐愍ヲ以被仰付被下候様被仰上可被下候、以上

津山四郎右衛門

七月 猪狩庄右衛門
馬目長兵衛⁴⁸⁾

勤方繁太であるにもかかわらず少給のため困窮しており、給分増額か人数増員を願出ているのである。また、宮崎勘定人である小川角右衛門についても、牧野氏時代には屋敷地八畝分の年貢が免除されており、従前通りとするよう代官から上申があった。これを受けて郡方では、「当時八畝歩被下候類茂無御座」として半方の四畝歩の屋敷年貢免除を御用部屋へ打診している。⁴⁹⁾ その結果、代官の上申通りに、宮崎郡郷足軽には米三俵宛が支給されることになり(但し警城俵ハ米四斗入)、また小川も四畝歩の屋敷地年貢免除が認められた。遠隔地にある飛地代官所の運営のためには、先例と在地の慣習に従わざるを得なかったのである。

(二) 跡庄屋の選定

ところで、村庄屋が死亡もしくは処罰されて跡庄屋を選定しなくてはならなくなった場合、どのような手続きがなされたのだろうか。言うまでもなく、時代背景や選定理由など諸々の状況を加味しなければならぬが、延享年間の事例をいくつかみてみよう。

事例1 柏原村の場合⁵⁰⁾

覚

一 柏原村庄屋茂次右衛門儀、先月中相果候ニ付、跡庄屋相極り候内ハ年寄之者御用引請、相勤候様ニ申付置候、跡庄屋相立候義ハ、村中より入札ニ致、人面相極メ願為出、其上ニて人柄之儀

ハ其組之大庄屋杯へも及相談、人柄致吟味、庄屋ニ申付候様ニ可仕と奉存候、尤惣百姓請負証文等之義ハ、岩城之形ニ可申付哉、又ハ牧野様御代之格承合、先格之通ニ取計可申哉之事、併

柏原之儀小郷ニて、庄屋ニ可相立人柄之者少キ趣ニ相聞候得ハ、最寄之村江寄郷之願申出候義も可有之哉ニ御座候、左様之節者願之村へ寄郷ニ申付候様ニ可仕哉之事

附札

庄屋願之儀、村方より指出候ハ、人柄等吟味被成、願書此方役所江可被遣候、尤其節御吟味之趣ハ申聞可被成候、若寄郷願候ハ、双方御吟味被成、其趣委細此方へ御申聞、願書も被遣候様可被成候

当時は庄屋が世襲されるのではなく、村中の「入札」によって跡庄屋が決められていたことが分かる。入札された庄屋候補は、組大庄屋へも相談し、人柄を吟味した後に庄屋に任じるようにしているが、郡方は願書を廻送すよう指示している。また柏原村が小郷で該当者がいない場合は、最寄りの村へ寄郷する願書を出させるが、その際も郡方まで願書を廻すよう命じている。村内で候補者を入札し、その結果を宮崎代官が延岡の郡方へ報告して、最終的な跡庄屋の認定がなされるという形を取った。

事例2 浮田村の場合⁵¹⁾

浮田村庄屋郡右衛門が長患いであったところ、近頃病気が重くなり、役儀が勤めかねるとして宮崎役所へ退役願が提出された。宮崎代官はその旨を延岡の郡方へ報告し、郡右衛門の役儀御免を

依頼した。郡方からは庄屋役御免と跡庄屋の選定指示を附した返書が宮崎役所へ届いた。

一 浮田村庄屋郡右衛門、先日退役願指出候処、願之通御聞届、御用捨被成候旨被仰下承知仕候、此者儀養生相叶不申、去六日相果申候ニ付、跡役願指出候様申付、此度願書差遣申候、人面左之通ニ御座候

入札数式拾三人 庄屋郡右衛門倅 又兵衛
同八拾人 右同人次男 ○亦三郎
此者儀、親郡右衛門病中、御用向共ニ名代相勤、当役所江も度々罷出、御用向も申付候所ニ、跡役被仰付候而も、実躰ニ相勤り可申者ニ御座候間、此者へ庄屋役被仰付被下候様ニと奉存候、尤入札高ニも御座候右又兵衛義者、嫡子ニハ候得共、役儀相勤兼可申趣ニ御座候

同式拾人 右又三郎倅 又之進
此者儀、当年十六歳ニ罷成候由ニ御座候、此者相願候義も、親又三郎を相望候故之義御座候

庄屋郡右衛門は、養生叶わずに病死したため、跡庄屋の選定―入札がなされた。跡庄屋候補は三人、総数一三三票で入札がなされ、結果郡右衛門の次男又三郎が六五%に相当する八〇票を獲得した。又三郎は、父親で病中の郡右衛門の名代として役所へ出入りし、御用も勤めた経験があった。これに対して、郡右衛門の嫡男である又兵衛は二三票であり、「役儀相勤兼」る人物との評価が下されている。一方二〇票を得た十六歳の又之進は又三郎の倅であり、又之進の得た票は、親又三郎を望む票だとみなされている。

郡右衛門の子供たちが跡庄屋の候補となり入札がなされているが、世襲ではあっても必ずしも嫡男が跡庄屋となるとは限らなかった。世襲制をとりながらも、庄屋役を勤める能力が重視されていたことが分かる。郡方からは次のような附札が下された。

附札

浮田村庄屋、又三郎申付候段申遣、指紙別紙遣候事、右庄屋御礼ニ罷出候義、引続罷出候間、宮崎御役所迄御礼罷出、此方へ被遣候ニ及不申候旨申遣候

郡方は入札の結果通りに、又三郎の跡庄屋就任を認め、宮崎役所へ就任の御礼に出向くよう指示している。

事例3 富吉村の場合^②

富吉村の事情は少々複雑である。富吉村では、内藤氏領となる前年の延享三年に庄屋蘭右衛門に対する出入りがあった。すなわち、村内の十兵衛をはじめとする八人の百姓が、庄屋蘭右衛門の「私欲奸曲」を宮崎通行中の幕府巡見使へ訴えたのである。訴状は、同村が当時幕領であったため日田代官の岡田庄太夫へ渡り、手代により取り調べがなされた。村内の惣百姓に一人切らず尋問があり、その結果八人のほかは不満はないということであった。隣村庄屋らへの聞き取りもなされたが、裁許が済まないうちに内藤氏領となったため、再度吟味がなされた。その結果、「庄屋蘭右衛門取調上納銀割添等有之趣重ニ願出候所、押立候意味も無之、疑心を以て徒党立、御巡見使様迄及直訴候段難相立」として、十兵衛ら百姓側が処罰された。しかし藩は、蘭右衛門に対しても、私欲は無か

寺と下北方村沙汰寺の周旋もあり、「両人勤方兼而不埒」であったが、役儀が取り上げられただけで咎めは免除された。庄屋蘭右衛門も、「致方不宜儀共不届」であったが、両寺の周旋もあり、庄屋役が取り上げられたが咎め御免とされて、落着いた。庄屋跡役の入札は、こうした事件の後に実施されたのである。

跡庄屋候補として入札の対象となったのは、同村の九兵衛と傳右衛門、それに隣村長嶺村の弥五右兵衛の三人であった。入札の結果は次の通りである。

入札数四拾式人 富吉村 九兵衛
同 三拾八人 同村 傳右衛門
同 五拾式人 長嶺村 ○弥五兵衛

右弥五兵衛儀、長嶺村庄屋弥兵衛弟ニ而御座候、年五拾余ニ罷成候、此者義先年不仕合ニ而妻も無御座候、娘兩人御座候所、浮田村へ縁ニ付候由、其身ハ田畑三反歩余手作仕、尤兄弥兵衛方へ手伝、独身暮仕致罷有候由、筆算も相成、役儀相勤可申趣御座候、此者御役儀被仰付候得者、隣村之儀兄弥兵衛後見も仕候趣、勿論早速下男召抱、追而ハ後妻も召呼、田地高も手作可仕趣

入札総数一三二票のうち、約四割の五二票を得た長嶺村弥五兵衛が選ばれた。この弥五兵衛は長嶺村庄屋弥兵衛の弟で齡五〇余歳、妻に先立たれ、娘は二人いたが浮田村へ嫁に行っていた。田畑三反歩余を手作りし、兄弥兵衛方の手代をしながら独身暮らしてあった。筆算も十分にできて、庄屋役を勤めることができる人物であり、兄弥兵衛の後見も期待できた。庄屋就任後には後妻を娶らせ、田地手作りさせて生活の維持を図らせるといふ。

ったが、「万端取計行届不申儀有之、納方中差引等ニ仕候ニ付、百姓共疑心ニ存付候義も被思召候旨御尤奉存候^③」との見方を示した。藩の指針について、次のようにいふ。

村方取扱之儀、小百姓共迄呑込疑心茂無之様差引等可仕処、当座ニ相済可申儀も延引致、其上納方中差引等仕、又者年寄・蔵役之者へ為取計置、不埒成致方故出入罷成、御得替後間もなく上之御苦勞ニ相掛、不調法至極ニ奉存候^④

藩は蘭右衛門の村政運営の不手際を問題視し、「不埒成致方」なるが故に出入りになったと結論づけた。

藩による裁許は次のようなものであった。直訴した八人のうち、頭取格の十兵衛・弥七・忠右衛門ら三人は、巡見使への直訴が不届きだとして延岡牢舎、残り五人は宮崎牢舎を命じられた。これに対して庄屋蘭右衛門および年寄清兵衛と蔵役蔵右衛門は、処分が出るまで村内慎みに処せられた。また年寄の忠兵衛と藤右衛門は、同罪ではあるが「当分村役人共御不審相掛り、村方差支可有之事ニ付」として用捨され、庄屋慎中の代勤を命じられた。

藩から正式の処分が言い渡されたのは五月になってからである。同月六日、延岡で牢舎されていた三人は出牢となり帰村した。三人は「髪立不申、隣郷江茂不罷出、村内ニ而万端相慎、百姓業渡世可仕旨」を命じられ、親類・五人組・村年寄に加えて跡江組大庄屋推理兵衛が請人となって、郡奉行所へ一札を差出している。また同九日付で残り五人が出牢を許されて帰村した。かれらは三人同様に「隣郷江茂不罷出、村内ニ而万端相慎百姓業渡世可仕旨^⑤」を命じられた。なお年寄清兵衛と蔵役蔵右衛門は、同村毘沙門

自村の者ではなく他村からの入庄屋ということもあって、役所ではこの正否を大庄屋へ問い合わせている。

乍然他村之者へ役義申付候而ハ、村内之者所存有之者も可有之哉と、大庄屋へも内々之事相尋候所、富吉村百姓共兄弥兵衛方へ罷越、達而相勤呉候様ニと相頼候由、外ニ何之指障り候之儀も無御座候間、此者へ役儀被仰付可然と申聞候

弥五兵衛を推す百姓たちは、兄で長嶺村庄屋の弥兵衛方を訪ね、弥五兵衛に是非とも庄屋を勤めさせて欲しいと歎願した。それほど望まれているのであればと、役所は弥五兵衛に庄屋役をすることを認めた。

これに対して、富吉村出身の二人はどのような者たちであったのだろうか。

右九兵衛・傳右衛門義、居村ニ者候得共身上向薄、其上筆算も成兼候旨、三人書出候様ニと申付候故、添人同前ニ書出候趣ニ御座候、縦兩人へ役義被仰付候而も、御請も成兼候者共之由及承申候、右之通ニ御座候間、庄屋役弥五兵衛へ被仰付被下候様仕度奉存候

すなわち九兵衛・傳右衛門兩人は、居村の者ではあるが身上向も薄く、それに加えて筆算もできない。候補を三人書出せと命じられたので、添人同前に書き出したまでのことで、例えどちらかに役儀を命じて、請けることはとてもできない者たちであったと報告している。

能力的にみても、庄屋役は隣村の弥五兵衛が適任であることを強調しているが、ここで注意したいのは、「添人同前」とされた九

兵衛・傳右衛門の獲得した票数である。九兵衛は四二票、傳右衛門は三八票で合計八〇票、全体の六割に相当する。これは、弥五兵衛に対して富吉村の百姓のうち六割が反対していることと同意である。筆算もできず庄屋役などとも勤めることができないような者であっても、村内から六割の支持を得るということは、村内には他村から入庄屋を迎えることになり強固な抵抗があったことは明白である。富吉村庄屋として弥五兵衛の村政運営は、村内の支持者と長嶺村庄屋である兄弥兵衛の後見、それに宮崎役所・郡方役所の支持によって支えられていたのである。

事例4 柏田町部当の場合^⑤

最後に、柏田町部当の選定についてみてみよう。

一爰元柏田町部当清兵衛儀、先達而役儀御取上ケ被成候ニ付、跡役之願此度指出し申候、則別紙願書指遣シ無御目候、尤入札を以相願申候趣ニ而、三人書出し候面付之内、忠右衛門と申者札高ニ御座候ニ付、内々吟味仕候処、兼而人柄茂当年五拾歳余ニ罷成候、家内暮方之儀常々田畑手作仕、夫婦計之者ニ御座候へ共、瓜生野大庄屋善右衛門伯父ニ御座候由、此者ニ跡部当役被仰付被下候様仕度候、右申達候忠右衛門江役儀被仰付候へ者、大庄や善右衛門後見茂仕候様可申付候、外両人之儀者部当役相勤り兼候趣ニ相聞候間、忠右衛門江被仰付可被下候、且又部当役被仰付候ハ、外村庄屋・部当並之通、帯刀御免被下候様仕度候、是又此度被仰下候様仕度奉存候、右願書之内、忠右衛門丸星仕、懸御目候

すびにかえたい。

天正十六年八月に豊臣政権から日向諸大名に与えられた知行目録は、その後近世期を通じて大名領の大枠となった。このうち延岡領となった宮崎郡は、高橋・有馬・三浦・牧野・内藤各氏と領主が交替するにともない、延岡領になったり幕領となったりしたが、延享四年以降は内藤氏領となって維新を迎える。

延享四年に内藤氏領となった宮崎郡村々二万石のうち、牧野氏から引き継いだのは四六九三石余、残りは幕領からの編入であった。幕領を支配した日田代官手代は、牧野領と幕領の違いをまとめた二八項目を内藤家へ引き渡しているが、江戸大坂廻米運賃や千石夫・橋料米の有無など、その違いは小さくない。なかでも幕領時代に廃止されていた大庄屋は、藩領では不可欠な存在として直ちに再置されている。

延岡藩領飛地である宮崎郡には宮崎役所が置かれ、延岡から宮崎代官と同勘定人が家族同伴で派遣された。両役とも世襲ではなかったが、就任期間は長期に亘るものが多かった。勘定人のひとり小川氏は、その後郡内に居住して勘定人を世襲していく。

宮崎役所手代・郷組がいつから置かれたかは明らかでないが、手代役および郷組役は郡内の特定の家から取り立てられれば世襲した。彼らは郡内の治安維持に努めるとともに、社寺普請、郷蔵・板橋普請、溜池普請、勸進踊り・相撲などの警護役などの雑務に携わった。

内藤氏は、入封すると直ちに大庄屋を再置し、名字・刀御免、年々米五俵を給した。村庄屋には給米二石八斗と三〇石分の諸役免

柏田町の部当清兵衛が御役御免となった後、跡部当選定でも入札がなされた。ここでも三人の候補が挙げられ、このうち忠右衛門が最多得票で当選した。忠右衛門は人柄も良く、歳は五〇歳余。暮方も田畑手作で夫婦二人暮らしてあった。特筆すべきことは、忠右衛門が瓜生野組大庄屋後藤善右衛門の伯父であるということであり、大庄屋による忠右衛門の後見が期待できたのである。なお忠右衛門には、他村庄屋・部当同様に帯刀が許可された。

以上、跡庄屋・部当を選定する方法と条件等について検討してきた。選定にはいろいろの要件があったようであるが、特に筆算の能力、人柄、農業経営に加えて、身内に大庄屋や庄屋を勤める者があり、その後見が期待できるか否かということも大きかった。選定は村内本百姓らによる入札によってなされ、最高得票者が選ばれたが、その際には組大庄屋への相談もあった。必ずしも世襲制ではないが、現庄屋の子供らは幼少期から親の名代として宮崎役所に入りしていたようである。彼らは見習動を通して役儀を習得しつつ、そのなかから長幼の順にとらわれずに、人柄・才能に秀でた者が庄屋ほか村役人を継承することになった。もっともその際には、村人から入札という洗礼を受けたのである。

むすびにかえり

従来必ずしも十分明らかにされてこなかった、日向延岡藩領飛地宮崎郡の支配組織および村役人について、乏しい史料をもとに検討を加えてきた。これまで明らかにしてきたことをまとめ、む

除、それに帯刀が許された。庄屋の下には年寄・筆者・郷蔵番・升取・使番・御林山守などが置かれ、それとは別に郷足軽が召し抱えられた。宮崎役所勤めの郷足軽は、牧野氏時代は一〇人であったが、内藤氏時代は六人に減じられた。

宮崎郡では、庄屋・部当の死亡もしくは罷免による跡庄屋の選定は入札でなされた。いずれも三人の候補が立てられて入札がなされたが、庄屋となるにはいくつかの条件があった。本人の人柄や筆算能力はもとより、農業経営のあり方や後見役の有無など、庄屋役儀を勤める能力があるかどうかが審査された。完全な世襲制ではなく、能力面から嫡子以外の男子が選定されたり、村内に該当者がいない場合には隣村から選ばれることもあった。入札の投票札数をみると、村内での派閥・対立が解消していない場合も見受けられた。村から宮崎役所へ出された入札結果は、城下の郡方へ報告され、そこで最終的に認可されて任命された。

今回は、史料の制限もあり、内藤氏入封までの支配変遷と、入封直後の村落支配の状況を明らかにするに留まった。引き続き、宮崎郡での飛地支配のあり方と、郡内での大庄屋・庄屋と百姓の關係などを含め、総合的に明らかにしていくことを課題としたい。

註

(1) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院一九九九年)一八

- (2) 天正十六年八月四日「日向国知行方目録写」(大東急記念文庫 所蔵高橋家伝来武家書状集『宮崎県史史料編近世1』) 四三～四五頁
- (3) 天正十六年八月五日「日向国知行方目録」(高鍋町歴史総合資料館所蔵文書『宮崎県史 史料編近世4』) 五七頁
- (4) 天正十六年八月五日「豊臣秀吉知行方目録」(永吉島津家文書『宮崎県史 史料編近世6』) 三七〇頁
- (5) 天正十六年八月五日「日向国知行方目録」(東京大学史料編纂所所蔵島津家文書『宮崎県史 史料編近世5』) 六九頁
- (6) 天正十六年八月五日付「日向国内知行方目録」(伊東祐兵氏旧蔵文書『宮崎県史 史料編近世4』) 一〇四五～四六頁
- (7) 「日向記卜翁本」巻第十(『宮崎県史叢書 日向記』) 三〇九～三一〇頁
- (8) なお高橋元種の兄秋月種長も、城附児湯郡高鍋のほか、諸県郡と高鍋城下から四日を要する(天保十五年八月「法制制度下」(高鍋町立高鍋図書館所蔵文書『宮崎県史 史料編近世4』) 二二頁) 那珂郡福島が宛行われている。両氏とも秀吉の九州平定に際して筑前・豊前で秀吉軍に抗しており、懲罰的意味合いがあったことは十分に考えられる。
- (9) なお、「日向国分帳(年月日未詳)「万覚(抄)」湯地家文書『宮崎県史 史料編近世4』七七四頁)」にみえる吉村(拾五町)も周辺諸村とともに高橋領となったとみられるが、知行方目録にはみえない。
- (10) 正徳三年「日向延岡御城并町在所々覚書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世1』) 八六三～八六五頁
- (11) 宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八三五頁
- (12) 午年九月二日「縣改易覚書」(『宮崎県史 史料編近世1』) 六九頁。なお、改易理由については諸説ある『宮崎県の歴史』(山川出版社 一九九九年) 一九五頁参照)
- (13) 「国乗遺聞」巻之四封国第九(国立国会図書館所蔵『宮崎県史 史料編近世1』) 三六三頁
- (14) 「国乗遺聞」巻之四封国第九本多八兵衛純政君三千石御分地之事(『宮崎県史 史料編近世1』) 三六六～六七頁
- (15) 「国乗遺聞」巻之四封国第九越後国糸魚川徙封之事(『宮崎県史 史料編近世1』) 三六七頁) なお、山陰一揆に関する研究史の整理と問題点については、拙稿「近世前期日向延岡藩における「百姓成立」政策について」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第15巻第1号) 参照
- (16) 元禄五年六月「日向国臼杵郡之内郷村高帳写」(岡山大学附属図書館蔵三浦家文書『宮崎県史 史料編近世1』) 四九四～五〇〇頁
- (17) 正徳二年七月十二日「牧野大学延岡請取方覚帳書抜」(明治大学博物館所蔵内藤家文書『宮崎県史 史料編近世1』) 八〇九～八三七頁
- (18) 享保二年八月十八日「徳川吉宗朱印状并領地目録写」(笠間稲荷神社所蔵牧野家文書『宮崎県史 史料編近世1』) 八六三～八六五頁
- (19) 延享三年十月十一日「徳川家重判物并領地目録写」(笠間稲荷
- (20) 延享四年自三月至八月「御得替抜書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世3』) 一一一～一六六頁)
- (21) 延享四年八月「日向国臼杵郡宮崎郡豊後国大分郡国東郡速見郡之内郷村高帳」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』) 五九頁
- (22) 延享四年八月「演説覚書(抄)」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』) 一六〇～一六六頁
- (23) 延享四年自三月至八月「御得替抜書」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』) 一五二頁
- (24) 「宮崎役所万覚」(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』) 八〇九頁
- (25) 延享四年十月「宮崎郡上別府村明細帳」(宮崎県総合博物館所蔵中村文書『宮崎県史 史料編近世3』) 一九四頁
- (26) 「宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八一九頁
- (27) 「右同」(同) 八〇八頁
- (28) 「右同」(同) 八五四～八五六頁
- (29) 「右同」(同) 八一七～八一八頁
- (30) (31) 延享四年十月「萬覚書」十月二十五日条(内藤家文書『寛延四年「宮崎村方之内騒動覚書」矢津田家文書『宮崎県史 史料編近世3』) 七六五頁
- (33) 明和八年九月「御役人前録」(内藤家文書)
- (34) 延享四年十月「萬覚書」十月二十五日条(内藤家文書)
- (35) (36) (37) (38) 渡辺邦夫家所蔵「諸品控日記帳」
- (39) 「宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八〇九～八一〇頁
- (40) 「右同」(同) 八一〇頁
- (41) 大庄屋は原則として世襲されたが、後世には変動もあった。幕末期には、松浦・清水・猪八重・長友・小川姓などが大庄屋として確認できる(渡辺邦夫家所蔵「諸品控日記帳」)。
- (42) 「宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八二三頁
- (43) 延享四年「宮崎郡上別府村明細帳」(宮崎県総合博物館所蔵中村文書『宮崎県史 史料編近世3』) 一九九頁
- (44) 「宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八一〇頁
- (45) 「右同」(同) 一九九～二〇〇頁
- (46) 「右同」(同) 八一頁
- (47) 「右同」(同) 八一四頁
- (48) 「右同」(同) 八四六～八四七頁
- (49) 「右同」(同) 八四五頁
- (50) 「右同」(同) 八二三頁
- (51) 「右同」(同) 八三八頁
- (52) 「右同」(同) 八三九頁
- (53) 延享五年二月二十四日条「萬覚書」(内藤家文書)
- (54) 延享五年辰二月廿一日「富吉村庄屋蘭右衛門并年寄清兵衛蔵役蔵右衛門口上」(延享五年二月二十四日「萬覚書」)
- (55) 延享五年六月二十六日「萬覚書」(内藤家文書)
- (56) 「宮崎役所万覚」(『宮崎県史 史料編近世2』) 八五一～八五二頁

(付記)

成稿にあたり、明治大学博物館、および渡辺邦夫氏には、史料閲覧・掲載でたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。